（様式第１号）

三重県漁業近代化資金利子補給契約書

　三重県（以下「甲」という。）と、　　　漁業協同組合（以下「乙」という。）とは、乙が貸付ける三重県漁業近代化資金利子補給金交付規則（昭和44年三重県規則第51号（以下「規則」という。）第１条の利子補給に係る漁業近代化資金につき、甲が乙に対し、利子補給金を交付することについて、次の条項を契約する。

第１条　甲は、乙の融資に係る漁業近代化資金につき、規則の定めるところにより、乙に対し、利子補給金を交付する。

第２条 乙の貸付けに関し、甲の行う利子補給は、乙の利子補給承認申請書に基づき、甲が利子補給承諾書を交付することによって行うものとする。

第３条　乙は、前条の利子補給承諾書の交付を受けたときは、その日から２月以内に貸付けを行わなければならない。

第４条　乙の貸付けの償還期限等の変更に基づく甲の利子補給条件の変更は、乙の利子補給条件変更承認申請書に基づき、甲が利子補給条件変更承諾書を交付することによって行うものとする。

第５条　乙は、第３条の規定による貸付けを行ったとき、または前条の規定により利子補給に係る貸付けの償還期限等を変更したときは、遅滞なく、貸付実行報告書または、利子補給条件変更報告書を甲に提出するものとする。

第６条　甲が乙に対し交付する利子補給の額は、規則第４条に規定する方式により算出した額とする。

第７条　乙は、甲に対し利子補給金を請求するときは、規則第４条に規定する１月１日から６月３０日までの期間に係る利子補給金については、その年の７月中に、７月１日から１２月３１日までの期間に係る利子補給金については、その翌年の１月中に利子補給請求書により行うものとする。

第８条　甲は、乙から前条の請求書を受理したときは、その日の属する月の翌日中にそれを支払うものとする。

　２．甲が前条の支払を遅滞したときは、支払期限の翌日から支払する時までの期間につき年１０パーセントの割合をもって計算した遅滞損害金を支払うものとする。

第９条　乙は、毎年１月１日から６月３０日まで、およそ７月１日から１２月３１日までの各期間ごとにつき、甲の利子補給に係る貸付債務の回収状況に関する利子補給金計算明細表を第７条に規定する利子補給金請求書に添付して甲に提出するものとする。

第10条 乙は、常に甲に利子補給に係る貸付債権の保全に必要な注意を払わなければならない。

第11条　甲は、甲の利子補給に係る資金を借り受けた者が、その借入金を目的外に使用したときは、乙に対する利子補給金を打ち切ることができる。

　２．甲は、乙の責に帰すべき事由により規則又は、この契約の条項に違反したときは、乙に対する利子補給金を打ち切り、または既に交付した利子補給金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

第12条　乙は、甲の利子補給に係る資金の融資に関し甲が報告を求めた場合、または、甲の職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

第13条　この契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度甲乙両者の協議により定めるものとする。

第14条　この契約に疑義を生じたとき、またはこの契約に定めのない事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。

第15条　この契約書は、２通作製し、甲および乙において各１通を保有するものとする。

　　令和　　 年　　　月　　　日

三重県知事 （印）

融資機関名称

代表者氏名 （印）